

## <災害補償審査申立書（B）記入要領>

- 1 審査申立書は、正副2通必要です（オンラインで提出する場合は1通で可）。
- 2 代理人により審査申立てをする場合は、次の点に注意してください。
  - ア 「審査申立人（又は代理人）」欄には、代理人の氏名を記載してください。
  - イ 災害を受けた職員が審査申立人となるときは、「(1)審査申立人」欄には、その職員の氏名等を記載し、「災害を受けた職員との続柄又は関係」欄には、「本人」と記載してください。遺族が審査申立人となるときは、「(1)審査申立人」欄には、その遺族の氏名等を記載し、「災害を受けた職員との続柄又は関係」欄には、続柄又は関係（父、配偶者、子など）を記載してください。
- 3 遺族が審査申立人となる時（上記2の場合を除く。）は、「審査申立人（又は代理人）」欄及び「(1)審査申立人」欄には、その遺族の氏名等を記載し、「(3)災害を受けた職員」欄には、災害を受けた職員本人の氏名等を必ず記載してください。
- 4 「(3)災害を受けた職員」欄  
「災害発生当時の官職」欄には、例えば「〇〇係長」、「〇〇事務官」、「非常勤職員」等と記載してください。
- 5 「(4)補償に関する実施機関の通知の要旨及び年月日」欄  
実施機関の通知が文書によりなされたときは、通知文書の写しを添付してください。その場合、この欄には「別紙のとおり」と記載してください。
- 6 「(5)審査申立ての趣旨及び理由」欄  
災害の発生した年月日、災害の発生の状況、傷病名、その後の経過等を簡単に説明し、審査申立ての内容（公務上の災害と認定してもらいたい、治癒の認定に不服がある、障害等級の決定に不服がある等）と、その理由をはっきり記載してください。なお、欄内に書き切れない場合は、別の用紙に記載して添付しても差し支えありません。

### 【注意事項】

代理人により審査申立てをする場合は、別途、代理人資格証明書を作成し、審査申立書に添付することが必要です。代理人資格証明書の作成に当たっては、別紙5を参照してください。